

# 交通災害対策編



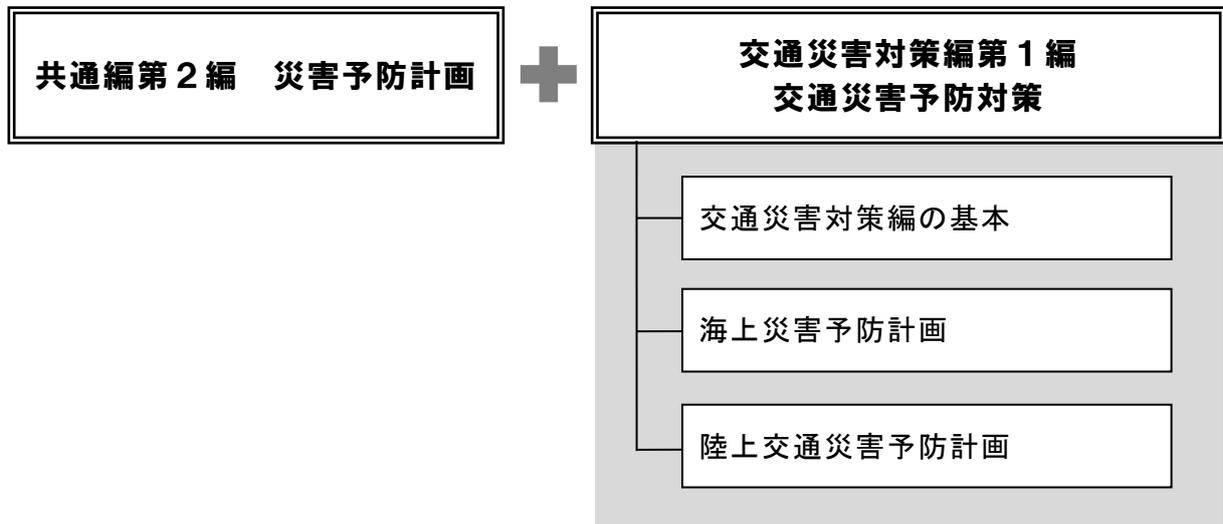
# 第1編 交通災害予防対策



# 第1章 交通災害対策編の基本

市防災計画「交通災害対策編」は、交通災害への対策に特化した計画書であり、交通災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、交通災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



## 第2章 海上災害予防計画

### 第1節 海上災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、  
防府警察署

#### 現状と課題

本市の臨海部には多数の工場が立地しており、原材料の運搬、製品の搬送等により港湾を含め海上交通は輻輳し、船舶による海上火災（爆発を含む。以下同じ。）の発生が危惧される。

#### 基本方針

○海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練を関係者の協力を得て定期的を実施し、体制を強化する。

#### 具体的な取組と達成目標

市は県（港湾・漁港等管理者）と協力し、港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- ◆ 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- ◆ 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- ◆ 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [災害対策]

- 9-1-1 関係機関の実施する措置等（海上災害予防対策）

#### 【達成目標】

○下関地方气象台等防災関係機関の相互協力に向け、体制の構築を進める。

## 第2節 危険物等の大量流出対策

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、環境政策課、  
防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、  
山口健康福祉センター、防府警察署

### 現状と課題

本市の臨海部には多数の工場が立地しており、工場等からの海上への油等危険物の流出事故及び港湾等を含む海上を航行する船舶からの油等危険物の流出が危惧される。

### 基本方針

○危険物等の大量流出事故の防止策として、危険物を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、徳山海上保安部、中国地方整備局、市（消防本部）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

応急活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 徳山海上保安部及び運輸支局は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。</li><li>◆ 中国地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。</li><li>◆ 県及び市は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。</li></ul>
連携協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。</li><li>◆ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。</li></ul>

#### 【達成目標】

○危険物の大量流出の際の情報伝達の強化に向け、関係機関と連携した連絡系統の整備強化を図る。

#### 第2項 関係資機材の整備

各機関は、以下の要領にて資機材の整備に努める。

市及び県	◆ 排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。
国土交通省令で定められた船舶所有者、施設の設置者及び係留施設の管理者	◆ 海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
徳山海上保安部、中国地方整備局	◆ 油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
県	◆ 油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

**【達成目標】**

○危険物の大量流出の防止及び流出時の対応に向け、資機材の整備及び調達体制の強化を図る。

### 第3項 訓練等

徳山海上保安部、県、市（消防機関）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

また、徳山海上保安部、運輸支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図る。

**【達成目標】**

○危険物の大量流出の際の実動訓練について、防災関係機関や事業所を対象に実施する。

### 第3節 協力支援体制の整備

主な担当関係部署：消防本部、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、  
防府警察署

#### 現状と課題

本市の臨海部に立地する多数の工場及び海上を航行する船舶からの油等危険物等の流出や船舶による各種災害の発生が危惧される。

#### 基本方針

○防災関係機関と連携した協力支援体制を構築し、海上災害予防対策を講じる。

#### 具体的な取組と達成目標

防災関係機関、事業所等は、連携体制の充実強化により、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図る。

##### 【達成目標】

○防災関係機関等は、連携体制の充実強化により、迅速な海上災害の防止・防除を推進する。

## 第3章 陸上交通災害予防計画

### 第1節 道路

主な担当関係部署：都市計画課、道路課

都市計画道路などの主要な市道整備を順次進め、陸上の輸送ネットワーク化が図られるように努める。

#### 現状と課題

本市における道路の状況は共通編第1編第2章第2節「社会的条件」第2項1に掲載されているとおりであり、計画的な整備を行っているが、交通災害の防止、災害時の輸送の確保という面から、より一層の整備が必要である。今後の課題としては、都市計画道路などの主要な市道についての整備を順次進め、特に国道、県道を結ぶネットワーク化が図られるように努める。また、交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車道、歩道、緑地帯などの整備を積極的に推進する必要がある。

#### 基本方針

○道路での事故防止に向け、事業者との連携のもと、連絡体制の整備を図り、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備に取り組む。

#### 具体的な取組と達成目標

都市計画道路などの主要な市道の整備を順次進め、特に国道、県道を結ぶネットワーク化が図られるように努める。

また、交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車道、歩道、緑地帯などを積極的に整備推進する。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [災害対策]

- 9-1-2 関係機関の実施する措置等（道路災害予防対策）

#### 【達成目標】

- 道路の事故防止策として反射鏡、防護柵の設置、歩道整備等を行う。
- 都市計画道路の整備を進めることで、ネットワーク化を推進する。  
(都市計画道路松崎植松線、防府北基地東道路など順次整備を行う。)

## 第2節 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社等）

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

鉄道事業者との協議及び連携を深め、鉄道網による輸送ネットワークの強化を図る。

### 現状と課題

鉄道は、輸送力が大規模であるため、いっそうの安全確保が重要となる。

### 基本方針

○輸送事業を未然に防止し、線路、施設等が事前現象から受ける環境変化を的確に把握し、自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、市、県及び防災関係機関との密接な連携の下に万全の措置を講ずる。

### 具体的な取組と達成目標

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を図る。

- ◆ 新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。
- ◆ 通勤・通学輸送の強化を図る。
- ◆ 貨物輸送の近代化を図る。
- ◆ 地域社会との調和を図る。

他の関係機関の実施する措置等詳細については、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [災害対策]

- 9-1-3 関係機関の実施する措置等（鉄道交通災害予防対策）

#### 【達成目標】

○西日本旅客鉄道株式会社を利用される旅客公衆の安全を確保するとともに、管理運営する旅客鉄道事業及びこれに関する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急、災害復旧等について迅速適切に処理すべき業務を定め、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図る。



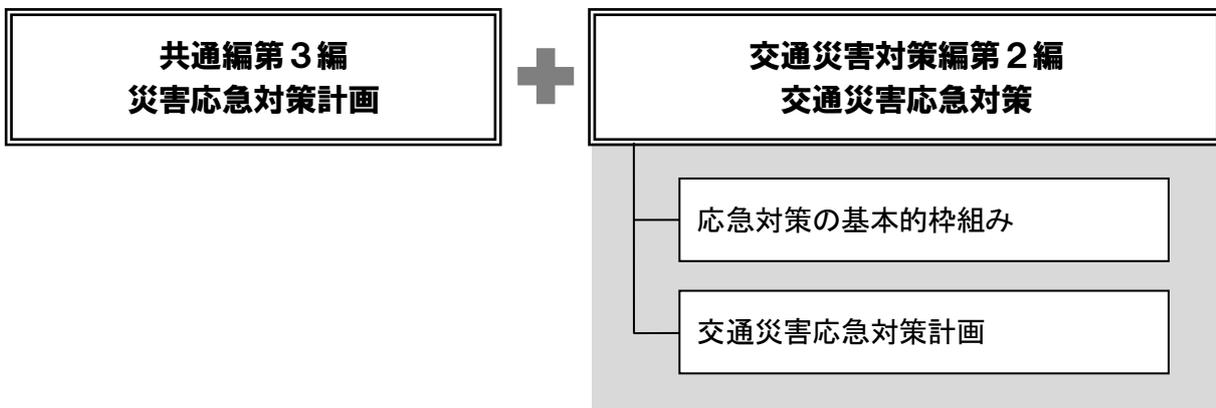
## 第2編 交通災害応急対策



## 第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「交通災害対策編」は、交通災害への対策に特化した計画書であり、交通災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、交通災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



## 第2章 交通災害応急対策計画

### 第1節 海上災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、消防団、河川港湾課、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、下関地方气象台、防府警察署

#### 活動方針

- 市、県、徳山海上保安部、国土交通省山口河川国道事務所、防府警察署等関係機関は連携し、応急対策を実施する。
- 海上交通の安全確保に努める。

#### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	情報の伝達						
2	海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策						
3	海難救助対策						
4	海上交通災害対策						

#### 具体的な活動内容

##### 第1項 情報の伝達

市海域で海上災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は緊密に連携し、情報の共有を図る。なお、海上災害時における一般的な通報連絡体制図は、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 9-2-1 海上災害時における一般的な通報連絡体制図

##### 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、市、県、徳山海上保安部、国土交通省山口河川国道事務所、防府警察署等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求める。

##### 1 応急対策活動

海上災害発生時において、市（消防機関、港湾・漁港管理者）がとるべき措置は、以下のとおり。なお、他の関係機関等がとるべき措置については、資料編のとおりとする。

- ◆ 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。
- ◆ 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、徳山海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。
- ◆ 災害の危険が及びおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は市民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- ◆ 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難指示を行う。
- ◆ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。
- ◆ 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、徳山海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
- ◆ 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町、県又はその他関係機関に対して応援の要請を行う。
- ◆ 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- ◆ 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- ◆ 港湾及び漁港施設への被害の未然防止並びに利用者への被害防止に必要な措置を行う。

資料編 [災害対策]

- 5-2-4 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

## 2 応援協力関係

徳山海上保安部、市、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速・円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。海上災害発生時には、以下の相互応援を効果的に活用しながら、連携して対応に当たる。

### (1) 国の機関相互間

協 定 事 項 等	協 定 者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書	海上保安庁長官……………消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官……………防衛大臣
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長…………海上自衛隊 呉地方総監

### (2) 市、消防機関と徳山海上保安部との間（消防協定）

関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方
徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、周南市消防本部、防府市消防本部

### (3) 排出油防除協議会

機 関 の 名 称	会 員
周 防 地 区 海 上 安 全 対 策 協 議 会	国、県、市町、事業所、漁協等

資料編 [条例等]

- 9-3-1 周防地区海上安全対策協議会会則

#### (4) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

- ◆ 危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行なえるよう本市及び周南地区の消防本部、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行なっている。

### 3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

徳山海上保安部、県、市、企業等は、海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行なっている。

#### 資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-4 化学消火剤の所在状況

### 4 指定海上防災機関

#### (1) 指定海上防災機関の業務

指定海上防災機関の主な業務を以下に示す。

- ◆ 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- ◆ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）。
- ◆ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- ◆ 海上防災訓練に関すること。
- ◆ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

#### (2) 指定海上防災機関の保有資機材等

指定海上防災機関は、全国33か所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部及び関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

### 5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

## 第3項 海難救助対策

### 1 海難救助活動に関する協力体制

遭難船舶の救護事務は、最初に事件を認知した市長が実施する（水難救護法）。

市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに、県、関係機関へ協力要請を行う。

#### 【参考】

海上における遭難者の搜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における搜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

搜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁及び消防庁）の間で「海上における搜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

## 2 応急対策活動

海難搜索救助に関して海上保安部、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市防災計画に基づき必要な対策を実施する。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

また、海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り搜索活動について協力を求める。

## 第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）及び港則法（昭和23年法律第174号）のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

### 1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路若しくは区域を指定するなどして船舶の航行を禁止し、又は制限し、次の措置を講じる。

- ◆ 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- ◆ 規制措置について付近航行船舶及び関係者に対して周知を図る。

### 2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

### 3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- ◆ 港内及び境界線付近にある障害物は、当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じる。
- ◆ 応急措置を必要とするものについては、関係機関と協力し除去する。
- ◆ 除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。
  - ・ 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。
  - ・ 災対法の規定により徳山海上保安部に保管した場合は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

#### 4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害、火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及びおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

#### 5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 台風の進路方向により、びょう地を選定して移動するよう勧告する。</li> <li>◆ 風速15m/sec 以上の場合、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。</li> </ul>
津波	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 津波警報又は大津波警報が発表されたときは、港外の安全な場所に避難する。</li> <li>◆ 台風に合わせて安全な場所に避難するよう指示する。</li> </ul>
火災	曳船移動による消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火に当たる。</li> <li>◆ 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。</li> </ul>
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ、又は勧告する。</li> </ul>

#### 6 二次災害の防止活動

下関地方気象台は、二次災害防止のため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

#### 7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連しておおむね以下の措置を講じる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象情報の収集及び関係者への伝達</li> <li>◆ 在泊船舶の状況把握</li> <li>◆ 港内整理及び避泊地の推せん</li> <li>◆ 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止</li> <li>◆ 必要に応じ、移動命令又は船舶制限の適用</li> <li>◆ 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導及び在泊船舶全般に対する荒天準備の指導</li> <li>◆ 台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進</li> <li>◆ 港内巡回による避難の指示、避泊地への誘導等の臨船指導</li> <li>◆ 危険物荷役の事故防止指導</li> <li>◆ 海上における流出油の処理</li> <li>◆ 自衛隊等への災害派遣の要請</li> </ul>
---

## 第2節 航空災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、消防団、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、自衛隊、防府警察署、航空運送事業者

### 活動方針

○航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合、航空運送事業者、市（消防機関）、県、防府警察署、徳山海上保安部、医療機関等は、協力して被災者の救助・救出及び被害の拡大防止・軽減に努める。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	民間航空機災害応急対策活動						
2	自衛隊基地航空災害対策						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 民間航空機災害応急対策活動

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市（消防機関）、県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊及び医療機関等は協力して被災者の救助・救出及び被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

なお、各機関が実施すべき活動内容を以下に示す。

また、連絡系統については、資料編のとおりとする。

航空運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。</li> <li>◆ 自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。</li> <li>◆ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。</li> <li>◆ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。</li> <li>◆ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。</li> <li>◆ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣を行うとともに、日本赤十字社山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の出動要請を行う。</li> <li>◆ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。</li> <li>◆ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。</li> </ul> <p>また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。</li> <li>◆ 山口宇部空港事務所がとる措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。</li> <li>・航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口宇部空港消防救難隊設置業務要領」及び「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関及び警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。</li> <li>・大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所、遺体の一時収容所等を確保する。</li> <li>・空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う（この場合の要請手続き等については、共通編第3編第4章「応援派遣・受援活動」を参照のこと。）。</li> <li>・応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を防災関係機関に要請する。</li> </ul> </li> </ul>

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び防災関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。</li> <li>◆ 危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。</li> <li>◆ 被災者の救助及び消防活動を実施する。 この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び県内の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める（応援要請については、火災対策編を参照のこと。）。</li> <li>◆ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する（遺体の収容、捜索、処理活動等は共通編第3編第18章「行方不明者の捜索及び遺体の処理」を参照のこと）。</li> <li>◆ 必要に応じて、被災者、家族等の関係者に対して食料、飲料水等を提供する。また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。</li> <li>◆ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を防災関係機関に要請する。</li> <li>◆ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。</li> <li>◆ 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。</li> </ul>
防府警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。</li> <li>◆ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。</li> <li>◆ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命じる。</li> <li>◆ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施</li> <li>◆ 遺体の検視及び捜査活動の実施</li> <li>◆ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施</li> <li>◆ 防災関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援</li> </ul>
徳山海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、資料編に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。</li> <li>◆ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。</li> <li>◆ 事故現場及び周辺海域の警戒、航行船舶の規制等の措置の実施</li> <li>◆ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援</li> </ul>
市 日本赤十字社山口県支部 市内医療機関 防府医師会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市又は県の要請により医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入れを行う。 （この場合の対応については、共通編第3編第6章第1節第3項「集団発生傷病者救急医療活動の実施」を参照のこと。）</li> <li>◆ 必要に応じて救援物資の提供及び防府市赤十字奉仕団による救援活動の実施</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空港事務所長又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用し、地元消防機関、空港事務所等と協力しながら、遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索等についての応急対策活動を実施する。</li> </ul>

資料編 [災害対策]

● 9-1-4 航空機事故等発生時の応急活動体制

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 9-2-2 関係機関に対する通報連絡系統

大規模航空機事故等が発生した場合における市及び消防本部による災害情報の収集伝達については、以下のとおり。

- ◆ 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市（消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。
- ◆ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。
- ◆ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行う。
  - ①事故発生等の通報・情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。
  - ②事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。
  - ③被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 9-2-3 大規模航空機事故等発生した場合における災害情報の伝達

民間航空機捜索救難については、以下のとおり。

- ◆ 県、警察、海上保安部その他関係機関はヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- ◆ 民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

## 第2項 自衛隊基地航空災害対策

自衛隊が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊）、市、県及び防災関係機関は、協力して市民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

航空自衛隊防府北基地においては、自衛隊、防府市、山口市、県、防府警察署、徳山海上保安部等関係機関により「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
航空自衛隊 防府北基地	防府飛行場周辺 航空事故連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空自衛隊第12飛行教育団</li> <li>・県、防府市、山口市</li> <li>・県警察本部、防府警察署</li> <li>・徳山海上保安部</li> <li>・防府市消防本部、山口市消防本部</li> <li>・航空自衛隊防府地方警務隊</li> </ul>

事故等発生時において関係機関がとる応急措置等については、防府飛行場周辺航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」を基本として実施する。

なお、事故発生時の応急措置の概要を以下に示す。

また、連絡系統図他詳細は、資料編のとおりとする。

<p>事故発生時の通報 (市から県へ)</p>	<p>市から県への通報は、「要綱」の内容に「即報」の内容を付加し、次の事項について通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故の種類</li> <li>◆ 事故発生の日時及び場所（現場の状況）</li> <li>◆ 事故機の種別及び乗員数</li> <li>◆ 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等）</li> <li>◆ 人身、財産等の被害状況</li> <li>◆ 事故による負傷者の救急救助活動の概況</li> <li>◆ 消火活動の状況</li> <li>◆ その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）</li> </ul>
<p>事故発生時の救助活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故発生時の応急救助活動については、協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図る。</li> <li>◆ この場合において、自衛隊又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、市及び市消防本部は、市の区域における消防を十分果たす責任を有しており、また、県、防府警察署、徳山海上保安部等は、管轄区域にかかる市民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから必要な応急救助活動の実施又は協力を努める。</li> <li>◆ 自衛隊及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか市防災計画及び県防災計画により実施する。</li> <li>◆ 要綱に定める関係機関の任務分担は、資料編のとおりとする。 (市の分担：救助・救急活動への協力)</li> </ul>

資料編 [条例等]

- 9-3-2 防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則
- 9-3-3 防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱

### 第3節 陸上交通災害対策計画

主な担当関係部署：消防本部、道路課、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、  
西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本高速道路(株)

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策、災害時における交通規制、主要交通路線の確保等について、本節及び本計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努める。

本計画は、主に共通編第3編第22章「公共施設等の応急復旧」及び第23章第7節「鉄道施設」に関連している。

#### 活動方針

○関係機関間での緊密な連携のもと、迅速な情報の伝達と協力体制を構築し、大規模な交通災害時の被害軽減及び交通の早期回復を図る。

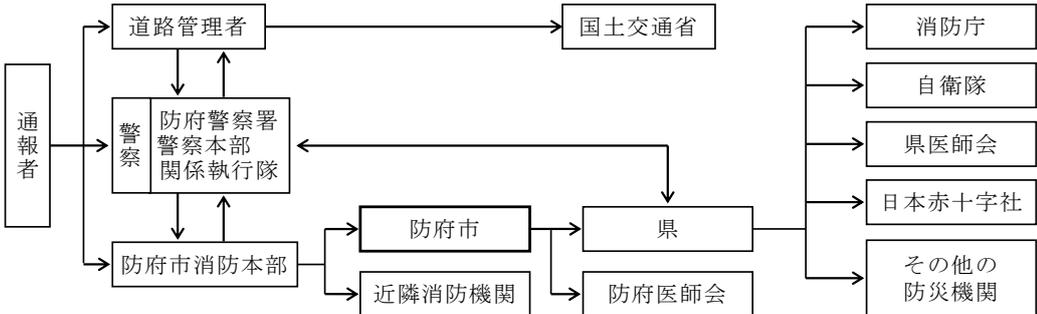
#### 主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 陸上交通災害対策						
2 鉄道災害・運転事故対策						
3 山陽自動車道災害対策						

具体的な活動内容

第1項 陸上交通災害対策

道路管理者、交通管理者及び自動車運輸業者による交通災害対策の概要は、以下のとおり。

実施機関	自動車運輸業者、道路管理者、警察
関係機関 に対する 通報連絡	<p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、防災関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報する。</p> 
交通規制 措置	共通編第3編第7章「緊急輸送」を参照のこと。
関係機関 の申し 合わせ 事項	道路災害事故防止対策について、山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合わせをした（昭和43.10.21道路整備649号）。

第2項 鉄道災害・運転事故対策

鉄道会社等による交通災害対策の概要は、以下のとおり。

実施機関	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
市（消防機関）の活動	消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に活動を行う。	

### 第3項 山陽自動車道災害対策

山陽自動車道において暴風、豪雨、豪雪、濃霧、洪水等の異常な自然現象に伴い道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合にこれを未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、及び災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

西日本高速道路株式会社における異常気象時の体制を次のとおり定める。

配備体制	警戒体制	警報、気象状況及び特別巡回並びに点検の結果を総合的に勘案して警戒し、かつ災害の発生に備えて、迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
	緊急体制	比較的長時間の通行止めを必要とする災害が発生する場合又は発生するおそれが極めて濃厚な場合
	非常体制	広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする災害が発生した場合
通報体制	県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め及び市民に重大な被害を与える事故の発生」とする。 なお、市本部が設置されていない場合は、防災危機管理課に連絡する。	